

英国における社会的企業政策の新たな展開

樋 口 一 清

(目次)

1. 英国の Social Enterprise の現状
 - (1) Social Enterprise とは
 - (2) 英国における Social Enterprise の現状
 2. Community Interest Company の創設をめぐって
 - (1) Community Interest Company の概要
 - (2) Community Interest Company の意義
 - (3) イタリア型協同組合モデルとの比較
- 結び 社会的企業政策の確立をめざして

英国政府の最新の調査によれば、英国の Social Enterprise の総数は約15,000社（英国中小企業の1.2%超）であり、売上高の総計は180億ポンド、雇用者総数は77.5万人に及ぶと推定されている¹。ブレア政権は、ここ数年、「第三の道」の具体策のひとつとして、Social Enterprise に関する政策を展開してきており、その動向が注目される。とりわけ、昨年夏からスタートした Community Interest Company 制度は、今後の Social Enterprise のあり方を示す重要なモデルであり、わが国においてもその導入の可能性を検討すべき時期が来ているのではないかと筆者は考えている。本稿では、Community Interest Company を含む英国の Social Enterprise の現状を紹介²し、わが国における社会的企業及びその振興策のあり方を探

ることとしたい。

1. 英国の Social Enterprise の現状

(1) Social Enterprise とは

Social Enterprise（社会的企業）の語は、論者により様々な意味合いで用いられており、その概念は必ずしも確立していない。本稿で論ずる英国政府の事例では、Social Enterprise に関し、次のような定義を用いている。

“A social enterprise is a business with primarily social objectives whose surpluses are principally reinvested for that purpose in the business or in the community, rather than being driven by the need to maximise profit for shareholders and owners.”³

この定義は、社会目的で行われている広範な事業を Social Enterprise として捉えようとするものであり、ディベロップメント・トラスト、コミュニティ・エンタープライズ、ソーシャル・ファーム、協同組織、共済組織など様々な事業形態が対象となる。これに対応する法人格についても多様であり、株式会社、有限責任保証会社、産業共済組合だけでなく、任意団体やチャリティも対象とされる。また、地域の事業組織だけでなく、国全体、あるいは国際的な組織も対象となり得るとされる。

他方、EMES ネットワーク⁴による定義では、Social Enterprise のメルクマールとして、以下の4つの経済的な基準と5つの社会的な指標が示されている⁵。EMES の定義は、英国政府

1 英国産業貿易省中小企業庁記者発表資料(2005.7.11)、2004年末時点

2 本稿は、本年2月、筆者が産業貿易省担当者とした意見交換等に基づいている。

3 Department of Trade and Industry (DTI),

Social Enterprise: a strategy for success (2002)

4 EU加盟15ヶ国の研究者からなる Social Enterprise 研究プロジェクト (L'Émergence des Entreprises Sociales en Europe) の略称。

5 C.Borzaga, J. Defourny (2001)

の定義と同様、チャリティや非営利組織（NPO）などのボランティア・セクターではなくアントレプレナーシップに着目しているが、その対象を起業組織に限定していることが特徴的である。

1) 経済的な側面に関わる基準

①財・サービスが継続的に供給されること、②補助金・寄付に依存しない自律性の高い組織であること、③経済的なリスクを負う組織であること、④ボランティア等の無償労働だけでなく、有償労働を組み込んだ体制であること

2) 企業組織の社会的側面を把握するための指標

①コミュニティへの貢献を企業の目的とすること、②住民が関与して、設立された組織であること、③持株数の多寡に左右されない会社運営、④ステークホルダーの経営への参画、⑤出資者への配当の制限

(2) 英国における Social Enterprise の現状

英国の Social Enterprise については、2003年5月及び2005年7月、政府の実態調査の結果が公表されている。前者は、産業貿易省（DTI）の要請を受け、イングランド銀行が2002年11月に行った社会的企業の資金調達問題に関する電話インタビュー調査「The Financing of Social Enterprises: A Special Report by the Bank of England」（以下、BOE 調査と略記する。）である。対象となる企業の選定は、関連団体が、社会的企業としてリスト・アップした約700社の中から、200社を無作為抽出するという方法で行われた。ただし、対象企業は、①収入の、少なくとも一部を商取引から得ているか、次年度に得る予定であること、②社会、地域、環境に関する事業目的が明示されていること、の二条件を備えるものに限っている。

また、後者は、産業貿易省（中小企業庁）の依頼により2004年10月から12月にかけて実施された電話インタビューによる全国調査「A Survey of Social Enterprises Across The UK」（IFF Research Ltd）（以下、SBS 調査と略記

する。）である。調査は、全国の有限責任保証会社（CLG）、産業共済組合（I&Ps）から抽出された8401社について、一次インタビューを行い、そのうち1480社について詳細な二次インタビューを実施するという方法で行われた。ただし、商取引による収入が25%以下のものは対象から除外している。これらの調査の結果をふまえ、以下、英国の Social Enterprise の実態を概観してみよう。

(i) 事業分野、事業規模

BOE 調査によると、社会的企業の主な事業分野は、環境・リサイクル事業（19%、複数回答、以下同じ。）、コミュニティでの教育活動（19%）、介護・福祉活動（15%）、職業訓練（14%）、保育（13%）などである。社会的企業の収入構造を分析したSBS 調査では、これらの事業に伴う収入の他、不動産の地代・家賃収入が挙げられているが、これは、開発トラスト等、大都市の社会的企業が、インナーシティ問題に関連して遊休不動産の管理や再開発ビルの賃貸事業を手がける事例が増加していることによると考えられる。

次に、社会的企業の事業規模を把握するために、その収入額、スタッフ数の規模別分布を概観してみよう。社会的企業の約四分の一は、収入額が10万ポンド未満であり、その事業規模は零細なものが多いが、収入額が100万ポンドを超えるものも2割近く存在することが注目される。これらの企業の収入源は、「事業収入」に依存する割合が高く⁶、SBS 調査の対象企業のうち、寄付、補助金を全く受け入れていないものは47%に及んでおり、英国の社会的企業が「企業性」を重視した事業運営を行っていることを示している。社会的企業の分布をスタッフ数⁷により分類すると、その約半数はスタッフの数が10人以下である。職員の勤務形態を規模

6 SBS 調査は、前述のように商取引による収入が25%以下のものは対象から除外していることに留意する必要がある。

7 常勤及び非常勤の職員数、ボランティアは含まない。

表1 社会的企業の事業規模(収入額, スタッフ数)

単位: %

A. 収入区分	10万ポンド未満	10~49.9万ポンド	50~100万ポンド	100万ポンド超	全体
収入規模別, 企業数分布(構成比)	23	40	18	19	100
(収入規模別, 事業収入比率)	84	80		86	83
(収入規模別, 寄付・補助金比率)	12	17		11	14
B. スタッフ数(ボランティアを除く)	10人未満	10~49人	50人超		全体
人員規模別, 企業数分布(構成比)	49	38	13		100
(人員規模別, ボランティア比率)	81	46	17		40
(人員規模別, 非常勤職員比率)	9	25	28		23
(人員規模別, 常勤職員比率)	10	28	55		37

(出典) SBS 調査

別に比較すると、小規模のものほどボランティア・スタッフへの依存度が高く、スタッフ数10人未満の組織ではボランティア・スタッフが8割を超えている。さらに、SBS調査の対象企業のうち15%の企業では、常勤スタッフを全く雇用していないことも明らかになった。こうしたボランティアや非常勤スタッフへの大幅な依存を前提とした組織体制は、英国の社会的企業の特徴の一つであると考えられる。(表1)

(ロ) 事業組織

BOE調査に基づいて⁸、英国の社会的企業の法人格を分類してみよう。社会的企業の法人格としては、有限責任保証会社(CLG)が7割を占めており、株式会社(CLS)や産業共済組合(I&Ps)がそれに次いでいる。(表2)

有限責任保証会社(company limited by guarantee)は、株式会社(companies limited by shares)のように拠出資本を持たず、代わりに、社員が会社清算時に事前に取り決めた一定額⁹を保証する制度である。主に、非営利事

業を行う場合に活用されており、チャリティ(Charity)にはこの形態を取るものが多い¹⁰。(チャリティは、英国独特の制度であり、公益目的の活動に従事している団体は、チャリティ委員会(Charity Commission)の審査を受けて、チャリティとして登録することができ、登録チャリティに対しては、広範な税制上の優遇措置¹¹が与えられている。)

産業共済組合(industrial and provident society)は、会員相互又はコミュニティの利益のために事業を行う協同組織であり、商取引により生じた利益は、再投資されることとなる。産業共済組合は、社会に貢献する目的を持って会員以外にもサービスを提供するコミュニティ利益組合(benefit of the community societies)と、会員間の相互扶助のみを目的とする協同組合(co-operative)に分かれる。

上記のような調査結果からも明らかのように、これまで、英国では、社会的企業に関して有限責任保証会社制度とチャリティ制度を組み合わ

8 SBS調査は、前述のように対象を有限責任保証会社と産業共済組合に限定している。

9 社員の保証額には下限がないため、1ポンドの保証ファンドも可能。

10 チャリティは公益目的の団体に対して付与される法的地位であるが、法人格ではない。登録チャリテ

ィには、公益信託、有限責任保証会社、産業共済組合などの法人や、法人格を持たない団体など様々な組織が含まれている。

11 主な税制上の優遇措置; 所得税・法人税等の非課税、寄付金の非課税など。

表2 社会的企業の法人格

法人格	%
有限責任保証会社 (CLG)	69
株式会社 (CLS)	10
産業共済組合 (I&Ps) (協同組合)	6
同上 (コミュニティ利益組合)	4
個人事業主	1
合名会社	1
その他	8

(出典) BOE 調査

せた事業形態がその大宗を占めていたが、これらの制度においては、社会的企業の事業内容がチャリティとして厳しく制限され、また、株式会社ではないためエクイティ・ファイナンスも認められないなど、社会的企業の発展が制度面で大きく制約されていたことから、後述する「コミュニティ利益会社」制度の導入が検討されることとなった。

2. Community Interest Company の創設をめぐって

(1) Community Interest Company の概要

(イ) 制度創設の背景

コミュニティ利益会社制度創設の背景には、従来のチャリティ制度あるいは有限責任保証会社制度が「社会的企業」の受け皿として必ずしも有効に機能し得なかったことが指摘できる。すなわち、①チャリティ委員会による事業目的を限定した厳格な登録審査は、新たな分野での社会的企業の事業展開を制約する可能性があること、②有限責任保証会社は、技術的には債券発行が可能であるものの、保証の範囲が限定されているものも多いため、寄付や補助金以外の外部資金の調達に制約があること、③投資家やステークホルダーにとって、現行制度では事業の説明責任や透明性を確保する仕組みが必ずしも十分とは言えないこと、⑤組織のマネジメントの面でも、現行の仕組みは事業性の高いプロ

ジェクト等にはなじみにくいことなどである。

こうした状況をふまえ、英国政府は、会社組織の柔軟性と確実性を兼ね備えた社会的企業の形態として、コミュニティ利益会社制度を創設することとした。本制度の特色は、一言で言えば、投資家等の関係者が、企業原理を取り入れた社会的企業の存在を容易に認識できるようにすることである。そのため、コミュニティ利益会社の設立に当たっては、通常の会社設立の手續きに加えて、「コミュニティの利益」のために事業を行うことを示さねばならず、また、その資産と利益がコミュニティのために使われていることを定期的に報告しなければならない。

2002年には、「Private Action, Public Benefit-A Review of Charities and the Wider Not-For-Profit Sector」と題する政府の報告書が公表され、チャリティ及び社会企業に関する法制度を整備し、新たな法人格の創設等により社会的企業が潜在能力を最大限発揮できる環境を整えるべきことが指摘された。翌2003年、貿易産業省、大蔵省、内務省により、「Enterprise for Communities: Proposals for Community Interest Company」と題する報告書が公表され、社会的企業のための新たな法人格として、Community Interest Company (コミュニティ利益会社) 制度が提唱された。このコミュニティ利益会社は、①出資者の責任範囲の明確化、②資金調達手段の多様化、③資産・利益のコミュニティへの還元、④事業運営の説明責任や透明性の確保などを社会的企業が実現するための有効な仕組みとして現行会社法に位置づけられることとなった。

これを受けて、コミュニティ利益会社の規定を盛り込んだ会社法改正案が提出され、2004年、同法は成立、2005年1月、コミュニティ利益会社に関する諸条文および関連する規則が施行され、2005年8月より個別企業の登録が始まっている。

(ロ) 制度の概要

コミュニティ利益会社は「コミュニティの利益」に資する目的で設立される会社について、

目的に沿った活動が行われるよう法的なスキームを整備したものである。「コミュニティの利益」は、チャリティにおける「公益目的」より幅広い概念であり、社会的企業の実態をふまえ、一般の常識に照らして、設立時に Regulator (監査人) により個別にその適否が判断されることとなる。具体的な規定の概要は以下の通り。

① コミュニティ利益会社の設立……コミュニティ利益テストの実施

社会的企業を「コミュニティ利益会社」として登録するためには、「コミュニティ利益テスト (community interest test)」と名付けられた監査人によるチェックを受け入れなければならない。コミュニティ利益テストは、登録しようとする社会的企業が特定の者の利益に奉仕するものではなく、コミュニティの利益を追求するものであることを確認するための審査である。特定の企業の事業目的がコミュニティの利益に沿うものであるかどうかの判断基準は、極めて抽象的であり、一般の常識 (Reasonable Person の判断) によるとされている (改正会社法 35条)。コミュニティ利益会社に登録された社会的企業は、C.I.C.等の名称を社名に冠することとなる (同法33条)。

現在、有限責任保証会社、株式会社、公社の形態を取っている社会的企業は、現行の組織形態を継続したまま、規定を改正してコミュニティ利益会社となることが可能である。他方、コミュニティ利益会社となった企業は、同時にチャリティの法的地位を得ることはできないことに留意する必要がある (同法26条)。

② 資産・利益の取り扱い……利益配分の制限 (Asset Lock)

コミュニティ利益会社においては、利益及び資産の処分、債券や借入れに対する利払い等に制限が課せられる。すなわち、利益は事業に再投資されるのが原則であり、事業継続時あるいは解散時に、監査人が個別に定める限度を超えた資産や利益の出資者への配当・配分は禁止される (同法30条)。

また、コミュニティ利益会社は、会社として

事業を行うため、一般企業との競争条件等に配慮して、原則として、登録チャリティに認められている非課税措置のような税制上の優遇措置は設けられていない¹²。

③ コミュニティ利益会社の監督……毎年度の報告及び監査人 (Regulator) 制度

コミュニティ利益会社は、毎年度、コミュニティ利益のための活動状況についての報告書 (community interest report) を作成し、監査人 (Regulator) の監査を受けなければならない。監査人は、個々のコミュニティ利益会社の監督に責任を負っており、国の独立機関としての位置づけを与えられている。

新制度に基づき、コミュニティ利益会社制度運用の役割を担う Regulator (監査人) が公募され、2005年4月1日、John Hanlon氏が初代 Regulator に就任した。2005年8月より始まった個別のコミュニティ利益会社の監査人への登録件数の累計は、本年3月末時点で、194件となっている。(なお、登録企業のうち、ロンドンに立地しているものは21%であり、SBS調査による現在の社会的企業のケースと同様、立地のロンドンへの集中傾向がみられる。)

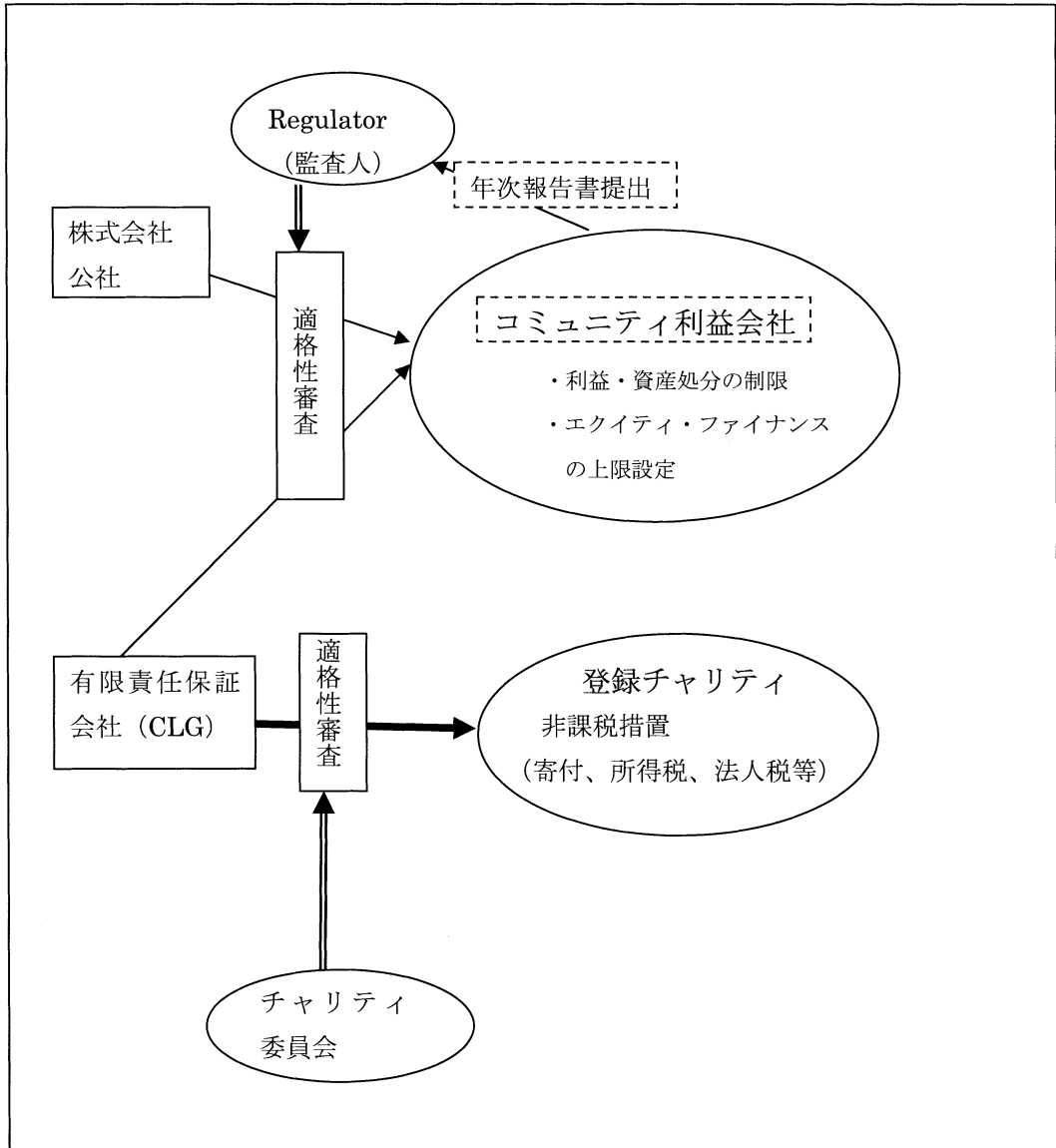
(2) Community Interest Company の意義

コミュニティ利益会社制度はスタートしたばかりであり、その評価は定まっていないが、制度創設の政策的意義として次の三点を指摘したい。すなわち、第一に、本制度により、会社組織の柔軟性と確実性を取り入れた社会的企業の事業形態に新たな法人格が付与されれば、官と民の中間領域を担う幅広い社会起業家 (Social Entrepreneur) の創出につながるものと期待されることである。シンクタンク DEMOS の報告書¹³が指摘するように、社会起業家は「第

12 特定の停滞地域で活動するコミュニティ利益会社については、コミュニティ投資税額控除制度の適用がある。

13 C. Leadbeater (1997) "The rise of social entrepreneur" (DEMOS)

図1 コミュニティ利益会社の概要



(出典) 英国産業貿易省 (DTI) 資料より筆者作成。

三の道」の担い手として、チャリティなど現行の非営利組織の制約を超えたダイナミックな事業活動を展開することが見込まれるのである。

第二に、法制度として明確に位置づけられたコミュニティ利益会社の出現により、これまで以上に広範な資金や人材をこの分野の事業活動に取り込むことが可能になると考えられること

である。具体的には、まず、資金面では、①チャリティへの寄付からコミュニティ利益会社への社会責任投資へ資金シフトが生じることや②これを軸とした新たな社会的資金循環が生じることが見込まれる。また、人材に関しては、ボランティア中心の事業組織から、専門家を含む有償労働を中心とした事業組織へのシフトが加

速されることが見込まれる。

第三に、コミュニティ利益会社は、その事業活動に関して、法制度上、通常の会社組織と同一の取り扱いを受けるため、マーケット・メカニズムに基づく事業の客観的な評価が可能となると考えられることである。従来、社会的事業を担って来たチャリティ等のボランティア・セクターは、その多くが非営利組織であったため、事業の効果や効率性に関し、市場を通じて客観的に評価することが困難であった。このため、ボランティア・セクターの拡大、肥大化は、社会全体の資源配分に問題を生じる可能性を有していた。(これは、わが国のNPO法人などの非営利組織にも共通する問題である。) 将来、コミュニティ利益会社がソーシャル・マーケット分野の主たる担い手に成長すれば、こうした懸念が解消されることとなると期待される。

コミュニティ利益会社制度の導入は、今後の英国のソーシャル・マーケット分野の政策のあり方を左右する基本的な制度改革であると言えよう。筆者は、ポスト福祉国家において社会的企業が中心的な役割を担うためには、その法人格の明確化は、不可欠の基礎作業であると考えている。その意味では、英国のコミュニティ利益会社の創設は、ブレア政権の主唱する第三の道への具体的な一歩であると評価できる。ただし、コミュニティ利益会社制度は、その運用の如何によって様々な課題に直面する可能性を有していることにも留意しておかなければならない。

第一は、本制度とチャリティの関係である。現状において、英国の登録チャリティは、16.5万団体¹⁴に及んでいる。また、ボランティア・セクター全体では、おおむね60万団体があると言われている。前述のように、チャリティへの寄付が非課税措置のないコミュニティ利益会社への社会責任投資へとシフトし、チャリティに集中していた人材や資金がコミュニティ利益会

社へ向かうには、かなりの時間がかかると見込まれる。月別のコミュニティ利益会社の登録状況(月平均24社)¹⁵を見ても、これらの事業組織から、直ちにコミュニティ利益会社へのシフトが起きる状況にないことは明らかである。

第二は、監査人制度の限界である。コミュニティ利益会社制度は、企業毎の社会性の認定、配当の上限設定など、制度の核心となる部分を監査人の個別判断に委ねている。この面での監査人の監督がどの程度のものになるのかは、実際の運用事例が少なく、現時点では明らかでない部分が多いが、事業の社会性や配当の上限設定は、事業分野や事業の実施地域によっても大きく異なると見込まれる。監査人制度がこうした複雑多岐にわたる問題を適切に処理し得るかどうかは未知数である。

第三は、上記の監査人の個別判断の如何で、コミュニティ利益会社の存在意義そのものが左右されるという本制度の構造的な問題点である。監査人が「コミュニティの目的」の解釈を必要以上に厳格に行い、配当の上限を低く設定すれば、本制度は、事実上、非課税措置のないチャリティに近似したものとともなり兼ねない。他方、これらの事項に関する監査人の運用が甘ければ、社会的企業としての意義が薄れることが懸念される。

第四は、官と民の中間領域全般に本制度を導入することにより、安易な公的福祉切捨て論を助長する恐れがあるということである。市場化テストの例を引くまでもなく、官が担うべき分野と中間領域の区分は必ずしも明確ではないことが多い。例えば、グリーゾーンについて、公的給付の必要性を検討することなく、安易に、コミュニティ利益会社の行う有償の事業にその役割を委ねれば、官の負担の原則や給付対象者間の公平性の問題が曖昧になることも懸念される。

第五は、コミュニティ利益会社の「コミュニ

14 165,131団体(2004年3月末、チャリティ委員会登録数)

15 2005年8月(3社)、9月(13社)、10月(23社)、

11月(25社)、12月(14社)、2006年1月(28社)、2月(37社)、3月(51社)、計194社(CICホームページより筆者作成。)

ティの利益」の範囲に関わる問題である。コミュニティ利益会社の事業目的は、「コミュニティの利益」という極めて抽象的な概念で規定されているが、上述のように、事業分野や地域毎に「コミュニティの利益」が具体的に意味するものは異なることとならざるを得ない。その意味では、例えば、コミュニティ利益会社においても、「環境保全」、「福祉」、「教育」など、社会事業分野を特定した仕組みを工夫した方が、効果的、効率的な制度運用が可能となるのではないかと考えられる。

英国の社会的企業政策の成否は、上記のような課題を新たな法制度の運用の中で解決し得るかどうかに関わっていると見られる。その意味では、本制度の運用を担う、独立性の高いコミュニティ利益会社の監査人（Regulator）がどのような役割を果たすこととなるかが注目される。いずれにしても、コミュニティ利益会社制度については、当面の運用状況を見守っていく必要があると考えられる。

(3) イタリア型協同組合モデルとの比較

ところで、英国以外の欧州各国においても、近年、相次いで社会的企業（協同組合）に関する法制度の整備が行われている¹⁶。その先行的なモデルのひとつが、イタリアにおける「社会的協同組合」である。社会的協同組合制度は1991年に法制化された¹⁷が、2001年末時点¹⁸で、5515組合が活動しており、その総売上高は、39億1800万ユーロにのぼっている。英国のコミュニティ利益会社と比較する意味で、以下、イタリアの制度について簡単に紹介しておこう¹⁹。

① 社会的協同組合の事業目的

イタリアの社会的協同組合法は、その目的として「市民の、人間としての発達および社会参加についての、地域の普遍的な利益を追求すること」を掲げ、これを実現するために、A型、

B型の二種類の組合類型を設けている。A型は、社会福祉、保健、教育サービス分野の事業を行う組合、B型は、障害者など社会的不利益を被る者の就労を目的とする組合であるとされている（社会的協同組合法1条）。全国の社会的協同組合5515法人のうち、A型は、3259組合、B型は、1827組合であり、これ以外にA、Bの混合型及び社会的協同組合の連合組織が存在する。

② 社会的協同組合の事業組織

イタリアの社会的協同組合では、ボランティアや自治体などが組合の構成員となり得る。ボランティア組合員は、法制度上、組合員総数の二分の一まで認められる。（同法2条）また、自治体や公法人、民間法人も組合員になることが可能である（同法3条）。イタリア社会的協同組合の全国組織、CGM²⁰によれば、全国のCGM所属の社会的協同組合のスタッフの構成を見ると、有給スタッフが約7割、ボランティアが約3割であり、ボランティアへの依存度は他の欧州諸国と比較して低い水準に止まっている。また、ボランティア・スタッフの5割、有給スタッフの7割が協同組合の組合員となっており、有給スタッフの1割が障害者である。

図2は、社会的協同組合の収入の構造である。社会的協同組合では、収入の86%は自治体及び民間からの事業収入であり、寄付や補助金への依存度は14%である。また、自治体からの収入が事業収入、補助金合わせて66%に達していることも際立っている。これらのデータから、イタリアの社会的協同組合においては自治体が事業の受け皿となっており、自治体との連携が重要であることがわかる。

③ 英国のコミュニティ利益会社との相違点

イタリアの社会的協同組合と英国のコミュニティ利益会社を比較すると、どちらも社会的企業として独立の法人格を有しているが、英国では社会的起業家による新たなビジネスの潮流に

16 ベルギー（1995）、ポルトガル（1998）、ギリシャ（1999）他

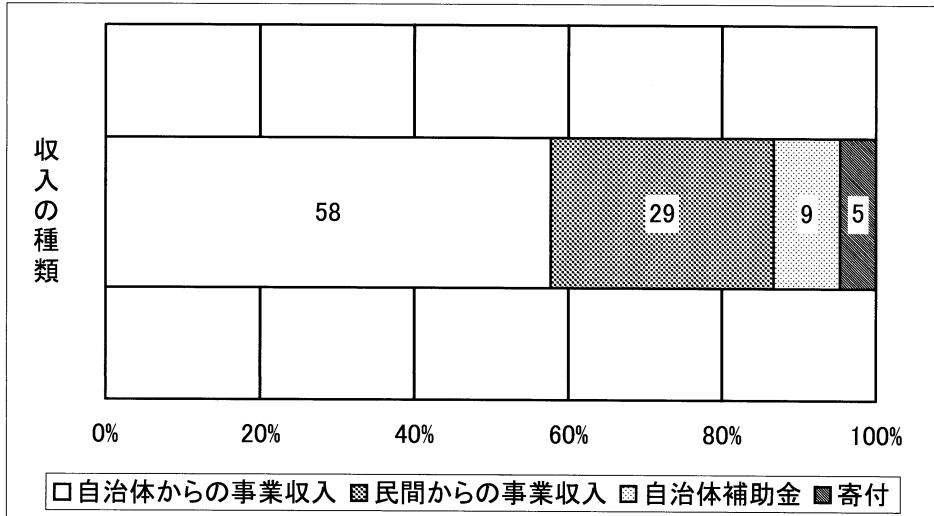
17 社会的協同組合法（1991年法第381号）

18 ISTAT（イタリア政府統計局）の調査

19 イタリアの社会的協同組合の制度、データ等については田中夏子（2005）に基づく。

20 Consorzio Nazionale della Cooperazione di Solidarieta Sociale Gine Mattarelli

図2 イタリア社会的協同組合の収入構造 (1996年)



(出典) 田中夏子 (2005) (原データは、CGM (1997)) より作成。

焦点を当てているのに対して、イタリアでは伝統的な協同組合運動の延長線上に社会的活動を位置づけている点に基本的な相違がある²¹と考えられる。こうした社会的企業法制化の背景から、イタリアの社会的協同組合では、自治体との連携による社会福祉事業の実施や障害者の雇用がその活動の中心となっており、コミュニティ利益会社で重視される「企業性」には乏しいものが多いと言えよう。ただし、イタリアの制度では、法律上、ステークホルダーや自治体の位置づけが明確であり、コミュニティ利益会社のように、その意義が制度の運用に左右される懸念が少ないことには留意すべきである。

結び 社会的企業政策の確立をめざして

経済産業省の試算によれば、わが国の官と民の中間領域である「ソーシャル・マーケット」の市場規模は、2005年時点で約74.6兆円、10年後には120兆円程度に達するとされる²²。こうした新たな需要に対応するビジネス・モデルのひとつとして、わが国においても社会目的の事

業を行い、「社会益」に貢献する「社会的企業」が大きな関心を集めつつある。現時点では、社会的企業に関する法人格が未整備であるため、その事業形態には、事業型 NPO、協同組合、公益法人、特別の法律により設立された法人、株式会社など様々なタイプがある。

わが国の社会的企業に関する課題のひとつは、ソーシャル・マーケットの急成長に見合う社会的企業分野の事業活動の確保である。独立行政法人経済産業研究所の推定 (2004年度) では、わが国の NPO 法人の総事業規模は、約2,500億円、スタッフ数は、常勤、非常勤合わせて105,000人程度であるとされる。また、英国のソーシャル・エンタープライズの概念に近似するわが国の「コミュニティ・ビジネス」の活動が、2005年には全国で1500件を超えたとの報告もある²³。その他、生協、農協等の協同組合、社会福祉法人、公益法人、医療法人など、分野毎の様々な事業組織が活動を行って来ている。また、株式会社の CSR 活動や社会志向型企業の活動が、ソーシャル・マーケットのニーズに

21 BOE 調査によれば、英国の産業共済組合のうち、社会に貢献する目的を持って、会員以外にもサービスを行うコミュニティ利益組合は、英国の社会的企

業全体の4%程度に止まっている。

22 経済産業省調査研究報告書 (2005)

23 樋口一清、古賀敦之 (2006)

応えている側面も見逃すことができない。こうした様々な事業組織の活動を総合した結果、現状での74.6兆円という市場規模が生み出されていると言えよう。

ただ、急速に成長するソーシャル・マーケットに対応して、良質な製品やサービスを供給していくためには、現行の諸制度は必ずしも十分なものではないことに留意する必要がある。現在のわが国の諸制度は、例えば、新たな分野での事業と取り組む社会起業家や社会志向の中小企業にとって、欧州諸国と比較して魅力に乏しいものであると言わざるを得ない。とりわけ、個々のプロジェクトにおける事業組織の選択に関連して、社会的なロスが生じたり、事業の効率性が損なわれているケースも多いと見られる。

例えば、現状において、菜の花プロジェクト等、わが国の廃食用油に関するBDFプロジェクトは採算性等に難点があり、また、廃食用油の分別回収、軽油代替燃料の利用等に関して住民のボランティア活動や自治体、企業との連携が前提となっていることから、単純な民営化が難しい領域であると考えられる。全国の主なBDFプロジェクト²⁴（総計28プロジェクト）を運営組織別に分類すると、自治体16、NPO法人3、株式会社、有限会社、社会福祉法人各2、事業協同組合、任意団体各1であり、BDF事業にふさわしい事業形態の模索が続いていることがわかる。

谷本（2006）は、「組織ポートフォリオ」の戦略を提唱する。NPOが会社を併設するケース、会社がNPOを設立するケース、ホールディング・カンパニーのケースなどがその代表的なパターンである。社会的企業の組織ポートフォリオ戦略は、現行の事業組織に関する法人格制度が変わらないとの前提に立って、事業活動の質的变化に合わせて、様々な法人格制度の最適な組み合わせを見出していこうというもので

ある。こうした手法は、現在の状況を改善するという意味では一定の有用性があると見られるが、制度の透明性、ステークホルダーとの連携という観点からは、社会的企業の実態に即したわかりやすい制度を構築することが重要であると考えられる。

* * *

以上のような社会的企業を巡る状況を踏まえると、筆者は、わが国における社会的企業政策確立のための当面の基本課題として、次の三点を早急に検討すべきであると考えられる。

第一は、社会的企業に関する新たな法人格制度の導入である。この点に関しては、前述の英国のコミュニティ利益会社の制度がひとつのモデルとなると考えられる。社会目的の事業を行う「社会的企業」を、通常の株式会社等と区別し、資金面、人材面での社会的な支援を実現することは、ソーシャル・マーケットを担う社会的企業を育成する上で欠くことのできない要素であると考えられる。この点に関し、社会的企業の役割を実質的に事業型NPOが担い得るとの議論もあるが、我が国の場合には、英国のチャリティや米国のNPO法人に見られるような企業や一般社会からの「寄付」の伝統がないことから、社会的な事業への資金供給が十分であるとは言い難い。法人格を有する社会的企業制度を活用すれば、寄付に代わる外部資金が社会的な事業に還流する可能性が大きくなると考えられる。

第二は、社会起業家を初めとした社会的企業を担う人材の育成である。米国のMBA等においては、すでに社会起業家の育成プログラムが数多く見られるが、わが国ではこの面での取り組みが大きく立ち遅れている。こうした状況を打開するためには、現在、官民で推進されている創業支援政策や地域の再活性化政策を社会起業家育成プログラムと連動させることを早急に検討すべきである。

第三は、循環型社会システム形成の分野における社会的企業制度の活用である。

リサイクル事業など、循環型社会システムを

24 「平成16年度バイオマスのエネルギー利用等の先進事例」（農林水産大臣官房情報課資料）に選定された廃食用油によるBDFプロジェクト等、28事例を用いた。

構成する事業活動は、原料供給（分別収集された廃棄物）、製品販売（グリーン購入など）を消費者や地域の自治体、企業に依存することが多い。他方、これらの事業は、しばしばヴァージン原料、ヴァージン製品との競争や、原料の量的及び質的な安定供給の問題にさらされており、リサイクルに関する法制度と直接リンクする一部の事業を除き、事業活動のリスクはかなり高いのが通例である。こうした分野での民間企業の自由な事業活動、とりわけ社会起業家の新規事業への取り組みを促進するためには、企業の事業活動の内容に応じて①人材、②資金、③技術、④関係者との連携（自治体・消費者・関連産業など）が確保されることが望ましい。

前述のように、英国のコミュニティ利益社では、「社会的企業」の登録制度を通じて、社会的企業への資金、人材の流れを加速しようと試みている。イタリアの社会的協同組合では、自治体やボランティアの参加、支援が制度化されている。米国の事業型 NPO も欧州の社会的企業と同様の社会的機能を果たしていると言えよう。ただ、これらの制度は、それぞれ、長年にわたるこの分野での関係者の取り組みの上に築かれて来たものであることにも留意すべきである。筆者は、わが国においては、社会的企業全般を対象とした新たな法人格制度を展望しつつ、まず、循環型社会システム形成の分野に関して、社会的企業のガイドラインの作成やモデル事業²⁵等を具体化し、社会的企業制度の考え方を部分的に導入していくことも一案ではないかと考えている。

（参考文献）

Bank of England (2003) *The Financing of Social*

Enterprises: A Special Report by the Bank of England, BOE

Borzaga, C. & J. Defourny (ed.) (2001) *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge

Department of Trade and Industry (IFF Research Ltd) (2005) *A Survey of Social Enterprises Across The UK*, DTI

Department of Trade and Industry (2002) *Social Enterprise: a strategy for success*, DTI

Drucker, P.F. (1990) *Managing the nonprofit organization*, Harper Collins Publishers

Giddens, A. (1998) *The Third Way*, Polity Press

Leadbeater, C. (1997) *The rise of social entrepreneur*, Demos

谷本寛治 (2006) 「ソーシャル・エンタープライズ」 (中央経済社)

田中夏子 (2005) 「イタリア社会経済の地域的展開」 (日本経済評論社)

樋口一清, 古賀敦之 (2006) 「わが国の環境コミュニティ・ビジネスの動向と社会的企業のあり方に関する一考察」 (信州大学環境科学年報27号)

経済産業省調査研究報告書 (2005) 「ソーシャル・マーケットの将来性に関する調査研究報告書～共助・互助が支える生活の安心～」 (2005年5月, 大臣官房企画室委託調査; 株式会社UFJ 総合研究所)

経済産業省産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会地域循環ビジネス専門委員会中間報告 (2004) 「循環ビジネス戦略～循環型社会を築くビジネス支援のあり方」

独立行政法人 経済産業研究所 『NPO 法人アンケート調査』各年版

独立行政法人 日本貿易振興機構ロンドンセンター社会福祉共同事務所 (2005)

「英国におけるボランティア・セクターの資金調達に関する調査報告書」

(投稿受付 2006年5月10日)

25 2003年から、経済産業省企業・市民等連携環境配慮活動活性化モデル事業がスタートし、環境関連分野の社会的企業等（株式会社、NPO 法人、商工会、社会福祉法人、組合、任意団体など）への資金支援が行われている。本制度を拡充し、新たなビジネス・モデルを推進する事業主体としての「社会的企業」自体を認定、支援する仕組みを整備することも検討課題であろう。